

麻績村 結婚新生活 支援補助金

最大
30万円



- 対象者
- ♪ 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - ♪ 申請時に夫婦の双方もしくは一方の住民票が、当該住居の住所になっていること
 - ♪ 夫婦ともに婚姻時の年齢が39歳以下であること
 - ♪ 所得証明書をもとに算出した夫婦の前年もしくは前々年の所得合計額が500万円未満であること
- ※申請時に有職・無色に関わらず夫婦合算の所得を世帯の所得として算定
※貸与型奨学金を返済している場合、所得額から年間返済額を控除
- ♪ 夫婦ともに村税等に滞納がないこと etc

- 対象経費
- ♪ 住居費：村内の住宅物件の購入費もしくは賃貸借契約に基づく賃料・敷金・礼金・共益費や仲介手数料（ただし、勤務先からの住宅手当支給額を除く）
 - ♪ リフォーム費用：修繕、増改築、設備更新等の工事費用
 - ♪ 引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った実費額

申請期限：令和6年3月31日

* 事業の詳細については、下記までお問い合わせください。
村HPから申請に必要な書類をダウンロードいただけます。